

「鎌田ゑい刀自を偲ぶ」

財団法人東北更新会 本部講師 大場留治記

一、はしがき

宮城県志田郡鹿島台村長鎌田三之助翁は草鞋村長の尊名を以て全国的に令名を博しておられる。翁の事跡に関しては既に周知のことであるからここには省略する。翁は東北更新会宮城支部副長の要職に在るので、或いは支部主催の部落指導者錬成講習会講師として、或いは東北各県支部主催の錬成会講習会講師として度々ご苦勞を煩はしつゝあるが、齡八十有三歳に達して全く壯者を凌ぐ操錬振りには何人も驚嘆させられる。

到る処「決戦下に於ける銃後国民の心構え」と題する御講演を拝聴したのであるが、翁の一言一句は悉く聴衆の腑肺に徹する既往三十八ヶ年間に於ける体験談であった。然も現戦局に処すべき決戦生活の如きは既に数十年前から実践済みになっている事柄が多いのである。而（しこう）して翁は「余の今日あるはこれひとえに母の教訓の賜である」と力説されるのである。

翁の母堂ゑい刀自は世にも稀なる良妻賢母の方であった。刀自は姓を佐藤と称し、乙吉氏の長女である。佐藤家は茂庭家の家中で代々志田郡松山町に住んでおられた。厳父乙吉氏は茂庭家経営の宮城郡原の町苦竹新田開拓及び志田郡青生沼八軒沼干拓の際には土木事業に従事して功績のあった方で、刀自の母堂は医師を業とする今野家より出ている。刀自は齡十五歳にして鎌田翁の厳父三治氏に嫁ぐ。資性極めて温順で寡黙実行の仁。身体もまた至極健康で、翁のお話によると、毎回お産の前日又は当日まで立ち働き、七夜を過ぐれば労働に従事するを常とされたそうである。三男三女を挙げ、鎌田翁はその二男である。刀自の崇高なる婦徳は単り鎌田翁を大成せしめたのみではない。数多の子女を訓陶し、数多の親類縁者を徳化し、また数多の郷党に活きたる範を示されたる事柄は実に枚挙するにいとまがない事と思ふ。筆者は翁の講演行脚に随伴の光榮に浴し、そのまにまに翁が公演中に引用された母堂の諸徳中特に婦徳涵養の資料となるべき事柄を取り上げて翁と一問一答を試み、世にも得難い教訓を仰いだので、ここにその概要を記し、之を名づけて「鎌田ゑい刀自を偲ぶ」と題したのである。

東北振興精神の昂揚並戦力増強、生活改善運動に奮闘される本会指導者各位に頒ち、以て婦徳涵養に関する啓蒙に資したいと思ふ。

二、刀自の婦徳に関する一問一答

(一) 丹精

(問) 鎌田家の財政に及ぼしたる母堂榛の御丹精に就いて承りたい。

(答) 幼少の頃嫁いだ母は家庭の事は万事祖母(姑)の指導に俟ちて立ち働き、一事一事必ず指図を受けて施行したと申しておりました。蚕なども飼ひ、綿なども購ふて糸に績み、自織の木綿、折々は養蚕の副産物たる屑繭の整理の上から絹布なども織り、染色は糸又は織り上がりたる絹布や木綿を好みの色に染め上げました。藍も作り、茶色などは胡桃の皮や榛木(ハンノキ)の皮などで染めるのでした。

夜は鶏鳴を期して繰糸(くりいと)又は裁縫にいそしむのでありました。農事の方は祖父(舅)の指導により父(夫)と共に労働するのでありました。農家の一番骨の折れるのは脱穀ですが、現今の様な器械がありませんから、皆手で摺臼で脱穀しましたが、大耕作ですから一日や二日には片付きません。母はこう申しておりました。十三日続いて摺臼挽をやった。その時は両方の手にまめ(肉刺)が十三も出来て、井戸水を汲むのに釣瓶繩を手繰ることが出来なかった。近所の婦人が之を見て手伝って呉れた。今にその御恩を忘れられず、盆暮には僅かばかりの品物でも贈って上げて感謝をしたものだと、私どもや兄弟姉妹団欒の折は始終話しておりました。

他よりの到来物の処理の如きは何方も左様であります、先ず第一着に仏壇に供へて上げて、それから家族は勿論兄弟共や親類方にも分配することを例としておりました。菓子とか果物とかは少量ずつでも雇人に到るまで分配し、念仏と喰物は一口ずつでもと申して、皆んなに分けてやったものでありました。

母は毎朝三時半か遅くも四時には起床しますが、洗面の後、早速仏壇に向かつて般若心経を誦(とな)え、終りて伊勢大廟と皇居とを遙拝して、ご飯の支度にかゝりました。私共幼少の時は明治御維新前でありますから御伊勢様と京都と、江戸を拝めと教へられたものです。

(二) 作法と躰(しつけ)方

(問) 礼儀作法、言葉遣ひ、交友等の躰方に就いては如何でした。

(答) 仕事の間を見て礼儀作法を習はなけりゃならん。如何程立派な家屋に住んでいても、如何に綺麗な着物を着ていても、礼儀作法を心得なければ人の物笑ひとなるばかりか、却って身の害となる。着物はどうしても礼儀作法に優れた人の態度は奥床しく、人も尊敬するものであるから、油断してはならぬ。何分幼少の時から躰けなければならぬ。言葉遣も同様で、外形は立派でも言葉遣ひが野卑であると人に軽蔑されるから、努めて習はなければならぬと戒しめました。五十になっても六十になっても習い事には年がない。知らぬは恥であるから必ず怠ってはならぬ。負ふた子に浅瀬を教へられるといふ諺もあり、三歳

の翁、百歳の童児と言ふこともあるから、俺などは一生童児だと申ししております。言葉で人の感じを損ねることが往々あるものだから慎まなければならぬが、それには平素朝夕家庭に於いて気をつけることが一番大切だ。年中一所に居るのだからお互いに注意をして、粗忽な言葉などは苟且（コウシヨ）にも出してはならぬ。内々にぞんざいなれば外でもその通り出るものだから、内では呉々も注意せよと申ししておりました。お友達に交はる時にも、決して感じを損ねるやうなことを言ったり仕たりしてはならぬ。冗談なども先方の気に障るやうな事は決して言ってはならぬ。お客でもお友達でも交はる時に、手前の語りたことばかり言ったり、自分の手柄話などをして先様に話させないやうな事があつてはならぬ。努めて先様の話を聞くやうにしなければならぬ。人に交はる時には殊更だが高声をせぬ習慣を養ふやうにせよ。家庭でも物は静かに言つても分からぬことはない。大勢の交はり大勢の家族であるから、皆んなで語りたことを語らないやうに、互いに譲り合ふて話さなければならぬ。仲違ひや喧嘩も元はと言えば言葉からである。昔の人は「口を守ることを瓶の如し」と言はれたといふ事をお祖父さんやお父さんから聞かされている。一度口から出したら再び引込ませることは出来ない。慎むべきは言葉であると申しおりました。

客に出たときの失敗は家庭に在りての身嗜みの足りない為であるから、家に在りての平素の身嗜みが第一であると心得、自身は勿論家族にも能く申し含めて、犬猫に至るまで細心の注意を払へよ。子や孫や雇人に至るまで用事を言ひ付ける時は「これをせよ」と言はず、これを「仕（ママ）て下さい」と言うべきで、すべて自分が言ひ付けられた時のことを考へて、自分も言ひ付いたらその感じがどうであつたかを考へ、「自分の身をつねって人の痛さを知れ」で、此の心持ちになつてさへおれば間違へはない。天候が悪いとか夜分などは何分自分で用を果すべきであると訓へたものであります。

私は幼時より布団を始末させられました。母は朝に起きますと「三之助、昨夜は寒かつたか暖かゝつたか」と問ふたものであります。「お暖かでした」と申しますと、「夫れは何方様のお陰であるか」と反問するのです。五つ六つ頃の事ですからその主（ぬし）は判らん筈です。黙つておりますと、「それはお布団のお蔭ですぞ。お布団にお礼をなさい」と言ふ。頭を下げますと「三之助やお布団へのお礼は頭を下げたのはいけません。畳んで上げるのがお礼です」と申されまして、私は布団の重さに負けて転んだりのめったりしながら畳んだことを今に記憶しております。

又顔は水で洗ふ習慣をつけさせられました。私の家庭は封建時代は至つて下賤な士ではありますが、松山邑主茂庭氏の臣下でありました。母はこう言ひま

した。「士は何時に限らず主人の命令があれば戦場に出なければならぬ。戦場に出ては敵の首を取るとばかりは限らない。自分の首を渡すことも覚悟しなければならぬ。その場合、士風の教養なきものは、首実験の時に於いて恥を晒すものである。平常湯を以て顔を洗っていると顔に皺が寄る。目が凹む。そうなる。「此の士は賤のないもの」と嘲弄され、加之（之に加えるに）、「主人の敗戦はこんな士を持っているからである」と殿様のお顔にまで泥を塗るやうになるものだとお祖父様やお父様から何時も聞かされたものである。決して湯などを用ゐてはならぬと訓へられました。

履物の脱ぎやうや戸障子、襖の開け閉てに就ても嚴重でした。適（たまたま）に家へ帰って空腹時など駆け上ってお八つなどを戴いている時、母は履物の脱ぎ振りを見て「これは一体誰の下駄だ」と聞いたものです。するとおやつを口にくわえながら玄関に立って直すのでした。

戸障子や襖等の開閉にしてもばタンと閉てつける音などがすると、早速嗜められたものでした。母は能くこういふことを申されました。「上スワスワ、中バツタリ、下六寸」と。私は幼年の時は非常に物嫌ひの質で、生な魚とか鳥肉とかは決して喰わなかったのです。夫れでお数なども生魚とか五辛類は絶対食べませんでした。さういふ嫌ひなものは箸を着けずに残して置きます。私の幼年時代のお膳は箱でありまして、多分自細工のものでした。その箱の中に飯椀も汁椀も香肴皿も入れて置きまして、食事には箱の蓋を取り、裏返してお膳にしたもので、その蓋には縁（ふち）がついてあって蓋をすると塵も虫も入らぬやうに締め、これを開けて箱の上に置けば、立派な縁のあるお膳となる装置であり、布巾もその中に入れてあって、食事が終れば膳の湯で、飯、汁、香肴、お数等の皿類を綺麗に洗ってその洗ひ水を戴き、後能く拭いて仕舞ったものでした。私は嫌ひな肴は盛ったまま箱の中に入れて置きました。ところがそのお数のある間は母は決して新しいものは呉れませんでした。兄弟共や客や雇人などのお膳の上を見ると頂きたいものもありましたが、然し食ひ残しがある間は決して呉れませんので、或時は目をつぶって鵜呑みにしたことも覚えております。

今日好き嫌ひがなくなり、何でも頂くやうになりましたのは全く母の此の嚴重な教育を受けたお蔭であると感謝しております。

（三）内助の功

（問）御主人（御厳父）に対する平素のお心がけは如何でしたか。

（答）母は『女大学』を座右の銘として絶へず読んでおりました。父に対する態度など農業を営む家庭としては寧ろ現在より推して見れば余り嚴格に過ぎる

位いではなかったかと思われる節もあったやうです。農業に働くときは別とし家庭で用事をしたり、用聞きをする時も何時も端坐両手をついて聞いたものでした。祖父母に対する態度も同様でありました。言葉遣いなどもその態度に相応しかつたのであります。

封建時代のことですから定まりたる日時に主人に奉公することになっており、髪を結ふ事も、髯を剃ることも父の身支度に就いては一切母が世話を焼くのであります。又父の奉公日は更なり、平素の用事に出かけた時にも帰宅せぬ中は鶏鳴までも床に就かないのを例としておりました。母は三従といふことを能く言つて聞かしたものです。

「幼にして父母に従ひ、嫁しては夫に従ひ、老いては子に従ふ」と。

(四) 子女の教養

(問) 子女の教養に就いての御方針は。

(答) 別に目立ちたる事はありませんですが、ただ我に続け主義ではなかつたかと思はれます。どちらかというとな無口の方に傾く母はあまり口数も利かぬやうでした。姉や妹などの話を聞きますと、嫁に入りたるその夜の事を忘るゝなと能く申したさうです。これは昔も今も変わりはない善い事ではないかと思ひます。そして古歌などを示されたとの事です。

嫁入りの其の日の事を忘れずば 婿や舅姑に嫌はれはせじ

(五) 酒を禁ず

(問) 翁を何時頃から禁酒されましたか。

(答) 私が県会に出ている頃までは多少お酒を戴いておつたのでありますが、明治三十一年の九月二十六日に私の父が死亡致しました。その初七日目に母は私を亡父の位牌の前に呼んで言はるゝには「三之助や、今までは父上がお酒を召し上つておられたから遠慮をしておつたのであるが、此の母の生きている間は今日を限りに酒は飲まない様にしてもらいたい」との厳命でございました。私は「ハイ承知致しました」と確答を与えましたが、その日から断然お酒を禁じ、今日に至るも酒は絶対に頂きません。宴会等へ出ましても私丈はお茶を以てお酒に代えております。サイダーを頂きましても目がフラフラするやうになります。

曾て、宮家に伺候致した事がありましたが、時恰も暑熱の頃でありまして、何かコップに盛つたものを下さつたのであります。私は定めしサイダーを下さつたものと心得、高貴の御邸に参じて不調法などをしては畏いことと存じ、戴かないでおつた処、妃殿下には私の側まで御近づき下さつて「村長、こゝは

水であるぞよ」と仰られますので初めて頂戴いたしたやうな次第でした。

(六) 理解

(問) 翁が衆議院議員や県会議員等に立候補された時の母堂の御態度は如何でした。

(答) 私が衆議院議員や県会議員等に立候補致した時は、母は所謂品井沼工事の着手には是非お上の許可等がなければ出来ないことを承知しているが故に矢張り相当の地位を獲得して置かなければならぬといふことを理解して呉れたのか、寧ろ奨めて出した位のものであります。

(七) 小遣金の支出

(問) 翁の交際費等に関する母堂の御干渉は。

(答) 私は会計は一枚の葉書を購ふのにも母の財布より出してもらったものです。その代わり何時の幾月何所でこれ丈の金が要るとか、また幾ら幾らの金を消費したとか、いささかも隠すことなく明瞭に報告をして支出して貰ったのでのであります為か、どんなに要求をしても何時でも苦い顔をしたり又は拒否されたことはありませんでした。

(八) 嫁に対する態度

(問) 翁の令室、則ち嫁御に対する御態度は如何でしたか。

(答) 私の妻に対しては姉や妹に対する温情そのものであって、決して溝を掘るやうなことは見受けませんでした。側面から見る時は余り甘やかし過ぎたやうにも思はれる節もあつた様でした。

(九) 隣人及び客を待つ心がけ

(問) 隣人や来客に対しては如何なる注意を払はれましたか。

(答) 決して他の感情を害するやうな事はなかつたと思ひます。假令悪しく仕向ける者があつても報復は致しませんでした。左様な時にはこう申したものです。

「彼れは何か聞き違ひか又は悪しく言ふものゝ話を信じた結果だらう。これは架空の事だから真相が判る時も来るだらう。可憐なものだ」と相手を憐み、一層丁寧取扱つたものです。斯様な有様ですから隣保は誠に穏やかなものであります。

来客に対しては如何にも珍しさに笑顔で迎へ、決して悪感を持たせぬやうにしたものでした。坐談にも客の意を迎へ、退屈させぬ様に扱ひ、茶や菓子な

ども手製の物を供応して、来客のために殊更に心尽しを見せ、餅や団子や酒を嗜む客には手製の濁酒（その当時は各自の家で醸したものでした）を自らの手料理で以て振舞ふたものでした。

（一〇）雇人は家族同様

（問）当時お宅では数多の働き人を雇ふておられた事でせうが、その雇人に対しては如何なる御態度でしたか。

（答）私の宅では田地二十町歩も耕作し、雇人も定雇として六、七人もおりましたが、雇人に対しては陰日向なく、何れも公平に扱へ、南部地方（今の岩手、青森）より来ている者などは殆ど二十年も三十年も家族同様に何の溝も堤防もなく取り扱へ、洗濯や縫針仕事等も少しも心配をかけぬ様にしてやり、彼等もまた耕作より家事一切を自分のものゝ様に働いておりました。南部から来ておったものの一人などは追々桃生郡広淵村の某氏に雇はれて行きましたが、休日等には二里半の道を欠かさずに宅へ参つて髪などを結ふて帰つたものです。雇人は真の母の如く、母もまた子や弟妹を取り扱ふやうにあしらつたものでありました。

（一一）慈悲畜類に及ぶ

（問）家畜類も御自分の手で育てられたでせうね。

（答）昔は宿無し犬や猫など沢山おつたものですが、それが宅へ来ると魚や鳥類の骨や残滓などを蓄いて置いて与へたものですから、他に食を求むることの出来ない宿無しが沢山やって来ます。すると頭を撫て背を擦りて食物を与ふることを楽しみとし、彼等もまた母の懐に抱かれるやうな気持で、尾を振り声を低うして慣れるのでした。幾匹も来たものであります。

手前は大耕作でしたから馬も四頭もおりましたが、これ等は大抵母が飼ふのであります。米の磨ぎ汁や炊飯時の糊などを皆大釜に入れてこれを暖めて与へるのでした。又労働させた時には、大釜に湯を沸かして四足共また肩の辺から湯を浴びせるので、いはゆる裾鉢と称へて小判型の四尺位の桶で、藁を揉んで柔らかにした俗にモダワラというもので湯を幾度も肩から瀧の様に流してやるのです。さうすると馬は目をつぶつて喜ぶのであります。

（一二）式場に位牌の参列

（問）品井沼大工事落成式当日、御位牌を携行されたといふことを伺つた事がありますが、その時の母堂の御心盡くしに就いて承はりたいものです。

（答）明治四十四年五月二十八日品井沼排水工事落成し、その式典を宮城郡松

島町播谷の松葉山にて挙行されましたが、式後來賓千四百余名、沼船にて締め切りを破って通水し、船は矢の如く新潜穴を通過しました。接待所は松島瑞巖寺前の雄島と決定したのでした。その時は御国の大工事たるが故に平田内務大臣も臨場されました。

私は寺田知事の接待係を命ぜられ、約三里半も距たっているのに、朝早く身支度をなし、出発に当たりて母に挨拶をすると母は「三之助や暫く待て」と申すので待っておりますと、新しい風呂敷に何か包んだ物を持って来られましたから、松島の親戚へでも立寄って来いと言ふ土産物でもあるかと見ておりますと、「三之助や今日の御祝いは貴様一人のお祝ではない。御祖父様や御父様もお連れ申さなければならぬ」と申して風呂敷にはお土産ならで祖父と父との位牌を包んで来たのでした。

私は吃驚して「是れは母上、甚だ濟まないことを致しました。お許し下さい」と再三詫を入れ、落涙して風呂敷包みを押し戴き首に結びつけて式場に急ぎました。式終はるや主賓同船新潜穴を通り、雄島の宴会場に赴きました。私も親子三人で通りまして無量の感に打たれたのでした。

松島に到るや宴会場に位牌を背負ふて行くのも遠慮すべきですから、瑞巖寺門前に観月楼といふ旅館がありますが、その主人大宮司氏とは懇意の間柄ですから、同旅館に参り「大宮司様、今日は忙はしかろうね。その忙がしい所を見込んで頼みに参りました。頼む身分として無遠慮な願ひ方だが、雄島から帰るまで、何うぞ此の風呂敷包を御仏壇に願ひ致したいと申しますと、大宮司氏は包みを探して、「嗚呼これは御位牌だな。成る程今日の御祝は貴公お一人の御祝ではない。御祖父様や御父様も参列なさらなければならぬ盛典であるのだ。承知した行って来へ」と快諾されたので雄島に行き、やがて宴会も終へ、賓客も退場されたので、私も位牌を受け取って帰る心算にて同旅館に立ち戻って見ますと、店先の雄島に見える所に机を据え、燭台や香炉を飾り、お灯明や線香をも供へて戴きましたので、親父や父も大満足であつたらうと思ひ、厚くお礼を述べて帰りました。

ところが翌日の各新聞は一律に筆を揃へて、「鎌田は大孝行者である。三代に亘る苦辛が酬えられたので、祖父や父の位牌を背負ふて式場に臨み、計画の新潜穴を父子三人で通った」と堂々と書き揃へ、何時の間に撮ったか位牌を背負ふた私の後姿を撮影して挿絵に出してありました。

それは私の大不幸をするその瞬間、母の心付け、否、母の教訓のお蔭で大孝行者にして貰った様なもので、全く母の力でございます。

(一三) 石巻町長に抜擢を峻拒す

(問) 翁がかつて石巻町長に抜擢の交渉に接した時、母堂は何故にこれを峻拒されたのですか。

(答) それは明治四十二年の五月と覚えておりますが、時の宮城県知事寺田祐之長官よりのお呼出しにより県庁へ出頭致しましたが、長官の言はるゝには、「今回石巻町長改選に方り、汝を煩はすことになった。知る通り北上川の大改修を執行せねばならぬが、土木に経験のない者では不適任である。汝は父祖の代より伝統的に土木事業に汲頭しておる上から品井沼工事に関しては汝の為にも公私共盡力をした。今や工事も順調に捗り、何等不安もない。又貧乏村の復興にも起って呉れたが、村民は悉く汝の提案に共鳴して之れまた再興は期して待つべきである。 牡鹿郡長(清野喜左エ門氏)並びに町会議員中の有志の人々も鹿島台村に汝を訪ふ筈である。承知してさへ呉れゝば鹿島台に居て村治を視、品井沼干拓後の処理に就いても充分の力を盡くして、石巻には重要案件の発生したる時に裁決して貰へば夫れで済むのであるから、今度は当方の言ふ事を聴いて石巻に行って呉れ」と懇望されたのであるが、私は何事に依らず母に相談して決裁を請ふのが例でありましたから、「母に相談して御挨拶申し上げます」と言って長官の前を辞したのでした。

宅へ帰って早速母に相談致しました処、母は事の何たるかを問はず相談すれば笑顔で話を以て話して呉れるのですが、その時に限って何となく思案顔で剩へ(あまつさえ)興奮して怒気さへ含んでいるやうに見えました。私は不審だなど思っている中に、母は斯様に申すのでした。「知事様が左様におっしゃって下さるのなら退引ならぬことと、沼の為には万事御世話様頂き、水も干し、田畑にするばかりになった事は誠に有難きことだ。何でもおっしゃることは背き上げることは貴様ばかりでなく、一家一門同様だ。だから行ったら善からう。月給も沢山頂く事であらふから、たまたまには菜葉漬ばかりでなく鳥や魚も頂くことが出来やうから、結構だらう。然しながら沼とても水を干したばかり、村とても村長にしてもらったばかりで、手が付かぬやうに思はれるが、夫れでなあ三之助や親子の縁は切って行って貰ひたい」と顔色を変へて言はるゝのです。私は吃驚して母に手を衝いて詫びるのでありました。

「母上様、三之助は誠に不孝の子であります。どうぞお許しください。全然自分の村や沼を棄てて行くのではありません。村に居ても差支ないからと申されましたけれども、何事でも母上に御相談をして決する積もりで申し上げたので、決して行く考へはないのであります。どうぞお赦し下さい」と再三再四頭を下げて母に詫び、赦しを得て、鹿島台停車場にては公衆電報を取り扱っておりましたから直ちに長官宛に「ハハガフクデスカライケヌ」と電報を發してお断りをしました。

長官は母の単なる不服と思はれたのでせう。私の姉婿である遠田郡南郷村の安住仁次郎と申す県会になども出、又銀行の頭取なども致しましたものをお呼びに母の承諾を促されたそうですけれども、母は頑として応ぜず、大變叱られたと後日に至り義兄は私に話すのであります。

石巻の待遇は報酬定額旅費交際費等を合わせて五千円以上に達する額でありまして、鹿島台に居ればビター一文にもならないので、母は私が金銭に目が暗んで、欲の為に母村を棄て。又祖父の遺業を粗略にすると考へたのではないかと思われます。

若しもその時母の教訓がなかったならば、私は石巻の初代市長位が関の山で一生を誤る事になるのでした。世間もまた欲の為に評したことでせう。

今日尚ほ所々方々に御邪魔して皆様にお目にかゝる事ができるのは、皆母の教育の賜物であります。

母は明治四十五年十一月二十四日八十一歳で死亡しましたが、伝家の法として毎月墓参を致しておりましたが、母が亡くなりましてからは、毎月母の命日たる二十四日に参る事になっております。

(十四) 辞世と遺訓

(問) 辞世並びにその他の遺訓等がお有りでございますか。

(答) 母は前にも申し上げました通り明治四十五年十一月二十四日八十一歳の天寿を完うして亡くなりました。菩提寺は禅月山慈明寺で、法名は宝樹院清心妙珀大姉と賜はり、次の辞世を石碑に刻んで置きました。

懐しき孫子を後に行く先は 苦々を盡して極楽の里

又遺訓と申しませうか、次の和歌を故紙より拾ひました。

○毎日の握飯は母が自ら握って呉れましたが

赤心をこめて固めし握飯 心して喰へ 心して喰へ

○明治四十四年五月二十八日品井沼排水工事落成の日

永らへて八十路の坂の峠より 乾したる沼を見るぞ嬉しき

○花に言寄せて君、親、師恩の重きを詠める

雨露の恵みによりて開くなり 梅や桜や花の色々

○速成を戒しむ

うるはしき花は咲けども温室（ムロ）の梅 みのなることの稀にもあるかな

○日々に三度も四度も我が身を省みよ

今日はしも在はせしことの如何ならん 己が鏡を二度も三度も

○口

食ふ為や物言ふための口なれど 猥りに言ふな多く喰ふな

○目

世の中に見るべきものは多けれど 上をば見るな爪先を見よ

○耳

三味太鼓波や松風聞けや聞け 他の悪口は聞かぬのがよし

○忠孝

君に忠 親に孝行他でなし 身体を強く誠実（マメ）に働け

○嘘と盗

偽りと盗む心は露程も 起せば神の罰やあるらん

○神仏

飯喰ふて又働いて眠れるは 神や仏のおかげなりけり

○親心

子を思ふ親の心は海原の 波の音さへ絶ゆる間もなき

三、結び

「この母ありて此の子あり」といふ言葉があるが、鎌田翁親子の如きは真に此の言葉が穿（うが）っている。刀自が如何に賢明な方であったかは、此の美談や逸話によって何人も偲び上げることができると思ふ。

然しながら刀自が如何に賢明であっても、その教訓を徹底的に遵奉（じゅんぼう）する鎌田翁でなかったならば此の言葉は意味を成さぬことになる。

然かるに翁は徹頭徹尾母堂の教へに従って育ったばかりでなく、八十路を越えた今日猶ほ母堂の遺訓を格遵（かくじゅん）しておられることは翁が平素の行動によって之を証明することが出来る。

翁の謙讓な美德はいふまでもない。壯者を凌ぐ勤勞といひ、信仰に基づくその日その日の行といひ、粗衣、粗食に甘んずる生活態制といひ、これ皆母堂の訓へそのものが人格となって顕現されておられるのである。

換言すれば世人が翁を遇するに今二宮翁の尊称を以てする所以のものは、これ崇高なる逸い刀自の人格を素直に否真剣に継承された翁の貴重なる錬成と努力とに他ならないと思ふのである。

刀自の数々の美談や逸話は翁が謙遜裡に話されたまを速記したに過ぎない。或は聴き落し等があつて刀自の御人格を十分に把握することが出来ない点多々あることと思ふ。これ筆者の責任である。

何卒婦徳涵養に資せられんことを切望して息（や）まない。

仙台市勾當台通二七 財団法人東北更新会（非売品）